

令和2年第2回

石川県議会臨時会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和 2 年度石川県一般会計補正予算（第 1 号）……………	1
議案第 2 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第 3 号	知事及び副知事の給与の特例に関する条例について……………	7
報告第 1 号	石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について……………	9

議案第1号

令和2年度石川県一般会計補正予算(第1号)

令和2年度の石川県一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,473,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ589,892,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

令和2年4月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 60,062,020	千円 3,423,333	千円 63,485,353
	1 国庫負担金	30,765,970	504,000	31,269,970
	2 国庫補助金	27,461,572	2,919,333	30,380,905
12 繰入金		13,380,811	3,009,667	16,390,478
	2 基金繰入金	13,230,771	3,009,667	16,240,438
14 諸収入		56,328,433	5,040,000	61,368,433
	6 雑収入	5,200,548	5,040,000	10,240,548
歳入合計		578,419,000	11,473,000	589,892,000

議案第一号 令和2年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		90,103,343	7,000	90,110,343
	1 総務管理費	10,797,189	6,000	10,803,189
	3 市町村振興費	1,222,037	1,000	1,223,037
4 県民文化スポーツ費		10,694,778	370,000	11,064,778
	1 県民費	1,698,179	250,000	1,948,179
	2 文化スポーツ費	8,996,599	120,000	9,116,599
5 健康福祉費		87,314,983	3,288,000	90,602,983
	2 子育て福祉費	16,440,723	25,000	16,465,723
	3 障害福祉費	11,328,814	15,000	11,343,814
	4 地域福祉費	13,824,086	357,000	14,181,086
	5 健康推進費	4,871,651	1,005,000	5,876,651
	7 医薬看護費	6,399,091	1,886,000	8,285,091
7 商工労働費		41,343,844	7,664,000	49,007,844
	1 商工費	39,637,428	7,651,000	47,288,428
	2 労働費	1,613,834	13,000	1,626,834
8 観光費		2,620,830	80,000	2,700,830
	1 観光戦略推進費	2,620,830	80,000	2,700,830
12 教育費		101,459,140	64,000	101,523,140
	1 教育総務費	13,157,768	64,000	13,221,768
歳出合計		578,419,000	11,473,000	589,892,000

議案第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年四月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。次項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、第四条第一項に規定する感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。

13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四十円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和二年二月一日から適用する。

提案理由

職員の勤務実態などを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例について

知事及び副知事の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和二年四月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

知事及び副知事の給与の特例に関する条例

令和二年五月一日から令和三年三月三十一日までの間においては、知事及び副知事に対する給料月額を支給に当たっては、知事、副知事給与条例（昭和二十二年石川県条例第三号）第一条各号に定める給料月額から、当該給料月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和二年五月一日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大による県民生活への影響に鑑み、知事及び副知事の給料月額を一定期間減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年4月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第十一号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等（以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同号に規定する発電事業等（以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第五十六条中「事業の」を「事業税の」に改め、同条各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第五十八条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第五十五条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第五十五条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
- ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第八十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「第八条の四」を「第八条の四第二項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限る、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第八十六条の二第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、省令第八条の四第一項に規定する書類を保存している場合限り、適用する。

第八十六条の二第一項中「第八十五条第二項」を「第八十五条第三項」に改める。

附則第五条第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十条の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第十二条の四第一項の表中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第十三条第三項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第四号及び第五号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の石川県税条例（以下「新条例」という。）第五十五条、第五十六条及び第五十八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の

事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第五十五条第一項第三号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。）第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 4 新条例附則第十二条の四第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 石川県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十七項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十八項の表附則第九項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表附則第十項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年石川県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同項第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第五号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同項第六号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同項第七号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二項から第四項までの規定中「三十二年新条例」を「二年新条例」に改める。

附則第十三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十四項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第十五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十九項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第二十項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附則第二十一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十六項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成三十一年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

